

# 文化財保護行政と歴史調査の接点を探る

— 土地履歴書の作成を目指して —

小柳和宏

## はじめに

埋蔵文化財が文化財保護行政の中心に据えられて久しい。大分県においても昭和四七年の文化課発足以来、開発に伴う文化財保護行政は常に埋蔵文化財を中心として対応を重ねてきたと言つても過言ではない\*<sup>1</sup>。筆者は、二〇〇年近く埋蔵文化財行政に携わり、その間平均すると年間2～3件の発掘調査を行つてきた。そして、その結果確かにモノとしての文化財（遺構や遺物）は記録が残されることになった。しかし、常にそれだけで十分だったのだろうか、という思いがあつたのも事実である。ここでは、現在の文化財保護行政のあり方を自分なりに整理し、今後どのような方向を目指せば良いのかを考えてみたい。

## 一 遺跡概念の拡大

埋蔵文化財は、確かにモノとして我々の目の前に実在する。それが無くなる、ということは十分感覚的に理解できる。しかし、人の脳裏に刻まれた過去の記憶はどうだろう。それらが消え去っていくことに対する痛みは、目の前にあるモノの消滅の

痛みに比べて小さいのではなかろうか。

現代社会の底辺では核家族化が進み、世代間の断絶が著しい。また、地域社会の崩壊もあり、様々な無形有形の事柄が次世代へ伝えられないまま消えていっているのは、まったく我々が気づかないものも含めて、多分恐ろしいほど膨大であろう。

もちろん、消え去つたものすべてが歴史を復元するために有用なものであつたわけではない。しかし、様々なレベルでやはりその情報が、解明すべき歴史のすき間にぴったりとはまることがあつたはずである。しかし、残念ながらその証明も出来ない。

この事態に対し、文化財保護行政側は「遺跡」概念の拡大化という方向で対処しようとしてきた。つまり、地下遺構のみに限定されない、結果としての景観に重きを置いた「広域水田遺跡」や「莊園村落遺跡」という概念の提唱である。この概念にそつて大分県では一定程度の成果を上げてきた。宇佐にある県立歴史民俗資料館(現県立歴史博物館)の田染莊に始まる莊園調査は、全国的にもこの種調査の先駆けとなり、高い評価を得てきた。しかし、宇佐の県立博物館は十分な調査、そして普及、啓蒙活動を行ってきたとは思うが、結果としてそのことが開発に常に対応する文化財保護部局の考え方を大きく変えるに至らなかつた点は反省点として受け止めねばならないだろう。

それでは開発に直面する文化財保護行政の立場ではどうであろうか。依然として埋蔵文化財中心の保護体制を敷いてきたと言つてもよからう。それは、文化財保護法の内容から見て決して間違つてゐるわけではない。壊される可能性の高い埋蔵文化財に対して、十分に調査を行い、ある時は現状保存を行い、またある時は記録保存のみの取り扱いを行うことに対する、非難することはできない。むしろ、考古学という学問レベルで考えたときには、行政の中に確固とした位置を占めたことは大きいに評価すべきであろう。

## 二 歴史史料をどう認識するか

しかし、それでもなお何か大きなものを置き忘れてきた、と感じるのは筆者一人ではあるまい。文化財が歴史の解明に大きく寄与することは多言を要しないが、問題は「文化財」の範疇の問題である。換言すれば「歴史資料」の認識の問題でもある。自分や他人、そして社会が今この時に生きて活動していること、このことが過去の歴史に直結しているという認識は、開発に対する文化財保護行政の中ではほとんど不必要なものである。明らかに「過去」のものとなつた「文化財」に対してのみ、開發に先立つて保護の手がさしのべられる。過去の積み重ねの結果としての今の景観、今に伝わる伝承、慣習、地名、屋号、そして名字などなど、結果として現在に接点を持つものに対してはことごとく保護の対象からはずしてきたといつても良い。

例えば、目の前に水田があるとする。この水田が「館」という地名であつても、埋蔵文化財が見つからなければ、保護の対象はもとより、正式に記録として残されることすら無い。見つからなかつた原因が、すでに削平されて存在しなかつたというのか、実は「館」という地名そのものに意味が無かつた(例えば「地名」が移動して、本来は「館」が隣の土地だつた場合など)というのかでは雲泥の差がある。行政では残念ながらそのような追及は無意味である。何故なら、保護すべき文化財がないのはどちらも同じことだからである。

また、江戸時代以降の墓地の歴史資料としての取り扱いについては、混乱しているといつてよい状況にある。文化財行政で、それを扱うことのできる場合は、当然ながらそれを文化財であると認識することが大前提となり、更にその重要度に応じて取り扱いが異なつてくる。しかし、江戸時代以降、現在に至る墓地は明らかに歴史資料である。歴史資料であれば目的に応じた調査が必要となつてくるはずである。このことは、一見文化財行政の取り扱いと同じように見えるが、その理念は異なる。仮に道路工事によって江戸時代～現在の墓地が移動を余儀なくされた時、どのような対応になるだろうか。

文化財保護行政サイドの取り扱いとしては、地域にとつての重要度から判断して調査するかしないかを決定する。つまり、

重要度に応じては調査しない場合もありえるのである。調査をしない場合は、そこに墓地があつた事そのこと自体も、文化財の台帳や調査報告書には記載されることはない(市町村役場の税務課や法務局の土地台帳には記載が残されるが)。

一方、歴史資料として考えた場合、どのような対応となるだろうか。そこに墓地があること自体が先ず歴史的事実であり、次に「イエ」や集落との関係など、様々なレベルの問題意識が設定できる。つまり、最低限の記録保存が必要ということになる。もちろん、墓の下部構造の解明が必要な場合は発掘調査ということも考えられる。

つまり、文化財保護政策が、「歴史調査」ということを意識的に考慮しない限り、その接点は小さいと考えられるのである。次に、大分県において過去から現在につながる様々な情報(一般には「歴史史料」と呼べるものであろう)をいかに収集し、保存しようとしてきたのかについて具体的に述べてみたい。

### 三 具体的取り組み

#### 【旧字図の保存と活用】

明治二年前後に調製された字図(以下「旧字図」と記す)については、これまでも様々な有用性が語られてきた。それを大

分県教育庁文化課ではマイクロ写真撮影をし、フィルムと二〇〇〇分の一に縮小した焼き付け写真を保管している。<sup>\*2</sup>

中世城館調査の中で、平野部の字図の集成作業を行っているが、これによって、特に宇佐、中津の平野部における闇場整備以前の景観が見事に浮かび上がってきてている。狭い谷水田が微高地を取り巻きながら蛇行する姿、屋敷を巡る四角の区画等が明確に読み取れる。このように明治二一年という定点での景観の復元に役立つが、これを十分に發揮するためには広い範囲の字図を繋げていく必要がある。それによつて初めてその地域の全体の開発の歴史が浮かび上がるし、単独で存在しているように見えた屋敷や館が、他と連関を持ちながら存在していることも判明するのである。

このマイクロフィルム化の作業は今後一〇年以上の月日を懸けても、完成させていかねばならない。また、これからは何ら

かの形でこれを公表していくことが望まれよう。\*3

### 【地名の調査】

地名については、武藏町地名研究会によつて武藏町の地名についてすぐれた調査が行われている。「武藏町の地名」として史料化しており、地味な調査ではあるがまったく感服せざるを得ない。ここから得られる情報は、行政地名から得られる情報の何倍にもなる。このような調査が市町村レベルで実施されることが本当の意味での地域の文化財保護に結びつくと思うのが。\*4

歴史民俗博物館の地名調査は、田染荘の調査段階と都甲荘の調査段階では若干異なつてゐる。それは、地名(しこな)の範囲の記載の仕方である。つまり、田染荘の調査では「しこな」の範囲にはほとんど注目していないが、都甲荘の調査では、地名の範囲を考慮している。このことによつて、一層細かな分析が可能となつてゐる。それは、「しこな」の多くが明治二一年以前にはれつきとした「行政地名」だったことから当然範囲が明確だつたはずである。とはいゝ、問題はその地名の起源であるから、空間的、意味的、時間的変遷が解明されることを期待して、正確な位置と範囲を記録することが望ましいだらう。

### 【伝承・慣習などの調査】

伝承や慣習については、各市町村史誌類で取り上げられている場合があるが、なかなか地域の歴史の中に位置付けられてはいない。それは、内容や精度の問題というよりは、むしろ問題意識のある場所の問題になるので、市町村史誌類を責めるわけにはいかない。今は、むしろ内容や精度を問うのではなく、どれだけの数を記録保存できるか、ということを最重点においた調査が必要であろう。

### 【水掛かりの調査】

水路や水掛けりの調査は、いわゆる「莊園調査」の中で取り上げられ、莊園を解明する大きな材料の一つとして位置づけられてきた。しかし、目を「開発史」という視点で考えたとき、果たして中世という歴史上の一点に足場を置いた調査で良とで

きるのか、という問題がある。現在に至る開発の歴史を語る上で、現在の水路や水掛かりこそ重要な資料となるという視点が必要であろう。

また、現在無批判に行っている現行水路を利用した中世景観、開発史などの復元と、発掘調査で発見される埋没した中世水路との整合性を検討する必要もあるう。

#### 四 土地履歴書の作成

このような、様々な情報の連関をどのように捕らえ、意義付けていけばよいのか。筆者は「土地の履歴書」という概念で扱われるのでないかと考えている。土地があつて、そこに自然現象や人為的な力により改変が行われ、その土地の空間的、歴史的位置づけが決まってくる。これを時代を追つて記録していくこと、これを「土地の履歴」と呼ぼうと思う。

そこには、埋蔵文化財の情報から現在の土地利用に至るまでのあらゆる情報が記録される。その横への広がりを追うことによってその地域の開発の歴史を描くことができるはずである。現在流行っているコンピュータによるGPSを利用したシステムは、究極的なところこのような情報を加味することによって、歴史史料としての意義を増すことになるだろう。

具体的には、ある土地の地下に旧石器が埋蔵され、その上に弥生時代には住居が建てられ、古墳時代には墓地となり、更に中世には「○○園」と呼ばれ、江戸時代には水田となつて、最近宅地になつて現在に至る。この履歴を図面と共に記録し、更に人の記憶の文字化を加えると、様々な面で有効に活用できるようになる。一つは、開発行為に伴う文化財保護にも統一的な対応(つまり、埋蔵文化財だけではない、他の様々な要素からの総合的な判断)が可能となるはずである。更に、学術的には、特に中世以後については文書史料や古記録と合わせ考えることによつて、深い考察が可能となる。古代以前についても、「遺跡」という人為的な閉鎖空間に縛られることなく、自由に横への広がりを考慮することによる新たな展開も生まれよう。

しかし、問題は履歴の土地の単位をどうとるのか、ということである。当面、現行小字か「しこな」を最小単位とせざるを得まい。もちろん、地形による区分も有効であろうが、やはり現在の地割りに大きな影響を与えた中世から近世の開発の痕跡を留める「地名」を基本とするのがよいだろう。もちろん、その場合それ以前のものと必ずしも有機的関連を持たない可能性もあるが、ケースバイケースでフレキシブルに考えるべきだろう。

## おわりに

今、二一世紀を迎えるにあたり、社会の激変や人々の生き方そのものの大きな変化を目の当たりにしたとき、文化財保護行政はいかにあるべきか。このような大きな問いに答えられるほど筆者には力量はないが、行政の末端で、埋蔵文化財と同時に積み重ねられてきた景観や人々の「記憶」が失われていくことに危機感を感じる一人として、思いのままに緩ってきたが、これはある意味では壮大な構想にも思えるが、要はできるところから始めれば良い、と思う。

\*1 もちろん重要なものは県や国の史跡等として指定をし、手厚く保護する体制を変えられてはいるが。また、民俗文化財として保護する体制はあるが、開発とともになつて未指定の文化財を保護する体制ではない。

\*2 平成七年度から一五年度までの予定で行っている。平成一三年度からは別事業で引き続きマイクロ化を行いう予定になつてている。

\*3 佐賀県文化財課では、圃場整備に対する埋蔵文化財の保護事業の一環として、佐賀平野の字図の集成を行い、継続的に出版している。  
＊4 昭和五六・年三月発行であるが、その町長序文に、このような調査が「『三〇年早かつたら……』という指摘が一番骨身にこたえた。遅きに失した」とある。つまり、終戦直後には、今では予想出来ないほどの情報があったということである。